

同(堀谷立君紹介)(第七八九号)
同(嶋崎義君紹介)(第七九〇号)
同(住博司君紹介)(第七九二号)
同(田中秀征君紹介)(第七九二二号)
同(竹内謙君紹介)(第七九三三号)
同(谷垣植一君紹介)(第七九四四号)
同(土肥隆一君紹介)(第七九五五号)
同(鳥居一雄君紹介)(第七九六六号)
同(外一件)(野田聖子君紹介)(第七九七七号)
同(濱田健一君紹介)(第七九七八号)
同(福島豊君紹介)(第七九九九号)
同(藤田スミ君紹介)(第八〇〇〇号)
同(細川律夫君紹介)(第八〇〇一號)
同(前田武志君紹介)(第八〇〇二號)
同(前原誠司君紹介)(第八〇〇三號)
同(宮路和明君紹介)(第八〇〇四號)
同(持永和見君紹介)(第八〇〇五號)
同(森井忠良君紹介)(第八〇〇六號)
同(柳沢伯夫君紹介)(第八〇〇七號)
同(山下八洲夫君紹介)(第八〇〇八號)
同(山本公一君紹介)(第八〇〇九號)
同(米沢隆君紹介)(第八〇一〇號)
同(外一件)(渡瀬憲明君紹介)(第八〇一一號)
同(渡部恒三君紹介)(第八〇一二號)
同(渡辺嘉蔵君紹介)(第八〇一三號)
同(衛藤征士郎君紹介)(第八〇一八號)
同(小坂憲次君紹介)(第八〇一九號)
同(外四件)(自見庄三郎君紹介)(第八〇四〇號)
同(高木義明君紹介)(第八〇四一號)
同(鳥居一雄君紹介)(第八〇四二號)
同(丹羽雄哉君紹介)(第八〇四三號)
同(林義郎君紹介)(第八〇四四號)
同(細川律夫君紹介)(第八〇四五號)
同(御法川英文君紹介)(第八〇四六號)
同(村田吉隆君紹介)(第八〇四七號)
同(森喜朗君紹介)(第八〇四八號)
同(森田一君紹介)(第八〇四九號)
同(谷津義男君紹介)(第八〇五〇號)
同(山下八洲夫君紹介)(第八〇五一號)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

精神保健法の一部を改正する法律案(内閣提出第三五五号)

結核予防法の一部を改正する法律案(内閣提出第三六六号)

○岩垂委員長 これより会議を開きます。

この際、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

理事持永和見君が去る十一日委員を辞任されたのに伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

それでは、理事に鈴木俊一君を指名いたします。

○岩垂委員長 内閣提出、精神保健法の一部を改正する法律案及び結核予防法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。井出厚生大臣。

精神保健法の一部を改正する法律案
結核予防法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○井出國務大臣 ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、精神保健法の一部を改正する法律案について申し上げます。

精神保健の施策につきましては、これまで、昭和六十二年及び平成五年の法律改正等により、精神障害者の人権に配慮した適正な精神医療の確保や、社会復帰の促進を図るための所要の措置を講じてまいりましたが、平成五年十二月に障害者基本法が成立し、精神障害者が基本法の対象として明確に位置づけられたこと等を踏まえ、これまでの保健医療対策に加え、福祉施策の充実を図ることが求められております。

また、昨年七月には地域保健法が成立し、国、都道府県及び市町村の役割分担を初め、地域保健対策の枠組みの見直しが行われており、地域精神保健の施策の一層の充実が求められております。

こうした状況を踏まえ、今後、精神障害者の福祉施策や地域精神保健の施策の充実を図るとともに、適正な精神医療の確保を図るための所要の措置を講じ、あわせて、医療保険制度の充実等の諸状況の変化を踏まえ、精神医療に係る公費負担医療を優先した仕組みに改めることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、精神障害者の保健福祉施策の充実であります。まず、この法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、目的や責務規定等に「自立と社会参加の促進」という福祉の理念を盛り込むこととしております。

また、新たに精神障害者保健福祉手帳制度を創設するとともに、精神障害者についての正しい知識の普及、精神障害者及びその家族等に対する相談指導など、地域精神保健福祉施策の規定を整備し、あわせて市町村の役割を位置づけることとしております。さらに、福祉ホーム、福祉工場等の社会復帰施設や、社会適応訓練事業などを法定化することにより、これまでの社会復帰の促進のための訓練に加え、自立や社会参加の促進を図るための援助を推進していくこととしております。

第二に、適正な精神医療の確保等のための措置

であります。精神保健指定医の五年ごとの研修の受講促進の措置を講ずるとともに、医療保護入院等を行う精神病院には常勤の指定医を置かなければならないこととし、また、医療保護入院の際の告知義務の徹底、通院医療の公費負担の認定期間の延長等を行うこととしております。

第三に、措置入院及び通院医療に要する費用について、その全部または一部について公費により負担し、公費負担がなされない部分について社会保険各法等による医療給付として行いうわゆる「公費優先」の仕組みを、社会保険各法等による医療給付の自己負担分について公費により負担するいわゆる「保険優先」の仕組みに改めることとしております。

なお、この法律の施行期日は、一部を除き、平成七年七月一日からとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

次に、結核予防法の一部を改正する法律案について申し上げます。

我が国の結核対策は、戦後の国を挙げての取り組みにより目覚ましい効果を上げ、結核患者数は大幅に減少したところであります。

しかしながら、結核は、依然として年間約五万人の新規患者が発生する我が国最大の感染症の一つであり、また、近年、結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等の新たな問題が生じてきております。さらに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等結核医療を取り巻く環境も大きく変化しており、こうした諸環境に対応した新たな結核対策の推進が求められております。

こうした状況を踏まえ、今後、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを優先した仕組みに改めることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国及び地方公共団体は、結核の予防及

び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当たっては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならないこととする。ともに、結核に関する正しい知識の普及を図らなければならないこと等を明らかにすることとしておきます。

第二に、結核患者の医療に要する費用について、その全部または一部について公費により負担し、公費負担がなされない部分について社会保険各法等による医療給付として行いうゆる「公費優先」の仕組みを、社会保険各法等による医療給付の自己負担分について公費により負担するいわゆる「保険優先」の仕組みに改めることとしておきます。

なお、この法律の施行期日は、平成七年七月一日としておきます。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○若重委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十六日水曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

精神保健法の一部を改正する法律案

精神保健法の一部を改正する法律

精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
目次中「第三条」を「第五条」に、「施設及び事業(第四条・第十二条)」を「精神保健福祉センター(第六・第八條)」に、「地方精神保健審議会及び精神医療審査会(第十三条・第十七条の五)」を「地方精神保健福祉審議会及び精神医療審査会(第九

条・第十七条)」に、
第四章 精神保健指定医(第

第五章 医療及び保護(第

第四章 精神保健指

第一節 精神保健

第二節 精神病院

第五章 医療及び保

第一節 保護者

第二節 任意入院

第三節 指定医の

第四節 通院医療

第五節 医療保護

第六節 精神病院

第七節 雑則(第

第六章 保健及び福

第一節 精神障害

第二節 相談指導

第三節 施設及び

定医及び精神病院

指定医(第十八条・第十九条の六)

(第十九条の七・第十九条の十)

護

(第二十条・第二十一条の二)

(第二十一条の三・第二十一条の四)

診察及び措置入院(第二十三条・第三十一条)

(第三十二条・第三十三条の四)

入院等(第三十三条・第三十五条)

における処遇等(第三十六条・第四十条)

四十一条・第四十四条)

社

者保健福祉手帳(第四十五条・第四十五条の二)

等(第四十六条・第四十九条)

事業(第五十条・第五十一条)

に、「第五章の二」を「第七章」に、「第六章」を「第

九章」に改める。

第一一条中「を促進し」を「の促進及びその自立と

社会経済活動への参加の促進のために必要な援助

を行う」に改める。

第二一条中「充実する」の下に「等精神障害者等の

医療及び保護並びに保健及び福祉に関する施策を

総合的に実施する」を加え、「社会生活に適應する」を「社会復帰を」とし、自立と社会経済活動への参加をする」に改める。

第四条から第六條の二までを削り、第一章中第

三條を第五條とする。

第二條の三の見出しを「社会復帰」の下に、「自

立及び社会参加」を加え、同条第一項中「地域生活

援助事業」の下に「若しくは社会適応訓練事業」

を、「促進」の下に「及び自立と社会経済活動への

参加の促進を加え、同条第二項中「地域生活援助

事業」の下に「又は社会適応訓練事業」を、「促進

の下に「及び自立と社会経済活動への参加の促進

を加え、同条を第四條とする。

第二條の二中「克服し、社会復帰」を「克服して

社会復帰を」とし、自立と社会経済活動への参加に

改め、同条を第三條とする。

「第二章 施設及び事業」を「第一章 精神保健

福祉センター」に改める。

第七條の見出しを「精神保健福祉センター」に

改め、同条第一項中「向上」の下に「及び精神障害

者の福祉の増進を加え、「精神保健センター」を

「精神保健福祉センター」に改め、同条第二項中

「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」

に、「に関する知識の普及を図り、精神保健に関

する調査研究を行い、並びに精神保健に関する

を「及び精神障害者の福祉に関し、知識の普及を

図り、調査研究を行い、並びに」に改め、第二章

中同条を第六條とする。

第八條を第七條とし、第九條から第十一條まで

を削る。

第十二條中「都道府県の設置する精神病院及び

精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に

改め、同条を第八條とする。

「第三章 地方精神保健審議会及び精神医療審

査会」を「第三章 地方精神保健福祉審議会及び精

神医療審査会」に改める。

第十三條の見出しを「地方精神保健福祉審議

会」に改め、同条第一項中「精神保健」を「精神

保健及び精神障害者の福祉」に、「地方精神保健

審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に改め、同

条第二項中「地方精神保健審議会」を「地方精神保

健福祉審議会」に、「精神保健」を「精神保健及び

精神障害者の福祉」に改め、同条第三項中「地方

精神保健審議会」を「地方精神保健福祉審議会」に

改め、「第三十二條第三項」の下に「及び第四十五

條第一項」を加え、第三章中同条を第九條とす

る。

第十四條第一項中「地方精神保健審議会」を「地

方精神保健福祉審議会」に、「十五人」を「二十人」

に改め、同条第二項中「地方精神保健審議会」を

「地方精神保健福祉審議会」に改め、同条第三項中

「精神保健」の下に「又は精神障害者の福祉」を、

「促進」の下に「又はその自立と社会経済活動への

参加の促進を加え、同条を第十條とする。

第十五條及び第十六條を削る。

第十七條中「地方精神保健審議会」を「地方精神

保健福祉審議会」に改め、同条を第十一條とす

る。

第十七條の二を第十二條とし、第十七條の三を

第十三條とし、第十七條の四を第十四條とし、第

十七條の五を第十五條とし、同条の次に次の二條

を加える。

第十六條及び第十七條 削除

「第四章 精神保健指定医」を「第四章 精神保

健指定医及び精神病院」に改める。

第一節 精神

保健指定医

第十九條中「五年」とを「五年(毎年四月

一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この

条において同じ。ことに厚生大臣が定める年度に

おいて)に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第一項の規定による指定は、当該指定を

受けた者が前項に規定する研修を受けなかった

ときは、当該研修を受けるべき年度の終了の日

にその効力を失う。ただし、当該研修を受けな

かつたことにつき厚生省令で定めるやむを得な

い理由が存すると厚生大臣が認めたときは、こ

の限りでない。

第十九条の三中「第十九条を」第十九条第一項に改める。

第十九条の五中「第十九条を」第十九条第一項に改め、第四章中同条を第十九条の六とする。

(指定医の必置)

第十九条の五、第二十九條第一項、第二十九條の二第二項、第三十三條第一項若しくは第二項、第三十三條の四第一項又は第三十四條の規定により精神障害者を入院させている精神病院(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。第十九条の十を除き、以下同じ)の管理者は、厚生省令で定めるところにより、その精神病院に常時勤務する指定医を置かなければならない。

第四章に次の一節を加える。

第二節 精神病院

(都道府県立精神病院)

第十九条の七、都道府県は、精神病院を設置しなければならぬ。ただし、次条の規定による指定病院がある場合においては、その設置を延期することができる。

(指定病院)

第十九条の八、都道府県知事は、国及び都道府県以外の者が設置した精神病院であつて厚生大臣の定める基準に適合するものの全部又は一部を、その設置者の同意を得て、都道府県が設置する精神病院に代わる施設(以下「指定病院」という。)として指定することができる。

(指定の取消)

第十九条の九、都道府県知事は、指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその運営方法がその目的遂行のために不適当であると認めるときは、その指定を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定によりその指定を取り消そうとするときは、あらかじめ、地方

精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。

(国の補助)

第十九条の十、国は、都道府県が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費(第三十条第一項の規定により都道府県が負担する費用を除く。次項において同じ)に対し、政令の定めるところにより、その二分の一を補助する。

2 国は、営利を目的としない法人が設置する精神病院及び精神病院以外の病院に設ける精神病室の設置及び運営に要する経費に対し、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五章中第二十条の前に次の節名を付する。

第一節 保護者

第二十二條の三中「(精神病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。以下同じ。)」を削り、同条の前に次の節名を付する。

第二節 任意入院

第二十三條の前に次の節名を付する。

第三節 指定医の診察及び措置入院

第二十九條第四項中「第五條を」第十九條の八に、「収容しなければ」を「入院させなければ」に改め、同条第五項を削る。

第二十九條の二第四項中「収容を」入院に改める。

第二十九條の四第一項及び第二十九條の五中「収容して」を「入院させて」に改める。

第三十条の見出し中「支弁及び」を削り、同条第一項中「の支弁とするを」が負担するに改め、同条第二項中「前項の規定により都道府県が支弁した経費に対しを」都道府県が前項の規定により負担する費用を支弁したときはに改め、同条の次に次の一節を加える。

(他の法律による医療に関する給付との調整)

第三十条の二、前条第一項の規定により費用の負担を受ける精神障害者が、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、国民健康保険法(昭和三十

三年法律第九十二号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、国家公務員等共済組合法(昭和二十三年法律第三十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)又は老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定により医療に関する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、同項の規定による負担をすることを要しない。

第三十二條の見出しを「通院医療」に改め、同条第一項中「(大正十一年法律第七十号)」を削り、「収容しない」を「入院しない」に、「二分の一」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「六月を」二年に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項を」第三項に、「地方精神保健審議会を」地方精神保健福祉審議会に改め、同項に次のただし書を加え、同項を同条第五項とする。

ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二條第三項の次に次の一節を加える。

4 前項の申請は、厚生省令で定める医師の診断書を添えて行なわれなければならない。ただし、当該申請に係る精神障害者が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているときは、この限りでない。

第三十二條の前に次の節名を付する。

第四節 通院医療

第三十二條の四を次のように改める。

第三十二條の四、第三十條の二の規定は、第三十二條第一項の規定による都道府県の負担について準用する。

第三十三條の前に次の節名を付する。

第五節 医療保護入院等

第三十三條の三ただし書中「ただし」の下に「当該入院措置を採つた日から四週間を経過す

る日までの間であつて」を加える。

第三十三條の五中「第十一條第二項を」第十九條の九第二項に改める。

第三十六條の前に次の節名を付する。

第六節 精神病院における処遇等

第三十八條の二第二項中「収容して」を「入院させて」に改める。

第四十一條の前に次の節名を付する。

第七節 雑則

第四十二條から第四十八條までを削り、第四十九條を第四十二條とし、第五十條を第四十三條とする。

第五十一條中「から前条まで」を、「第二十條から前条まで及び第四十七條第一項に、「これらの規定を」第二十四條、第二十七條第二項、第二十八條の二第一項、第二十九條第一項及び第二項、第二十九條の二第一項、第二十九條の四、第二十九條の五、第三十二條第一項並びに第三十八條に、「精神障害者」とあるのは「覚せい剤の慢性中毒者」を第四十七條第一項中「精神保健及び精神障害者の福祉」とあるのは「精神保健」に改め、同条を第四十四條とする。

第五十二條中「第五十一條を」第四十四條に改める。

第五十三條第一項中「地方精神保健審議会を」地方精神保健福祉審議会に、「第四十三條(第五十一條を」第四十七條第一項(第四十四條)に、「都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長を」都道府県知事等に改める。

第五十四條、第五十五條及び第五十七條中「第五十一條を」第四十四條に改める。

第六章を第九章とする。

第五十一條の四中「精神障害者地域生活援助事業」の下に又は精神障害者社会適応訓練事業を加える。

第五章の二を第七章とする。

第五章の次に次の一章を加える。

第六章 保健及び福祉

第一節 精神障害者保健福祉手帳

(精神障害者保健福祉手帳)

第四十五条 精神障害者(精神薄弱者を除く。以下この章及び次章において同じ。)は、厚生省令で定める書類を添えて、その居住地(居住地を有しないときは、その所在地)の都道府県知事に精神障害者保健福祉手帳の交付を申請することができる。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が政令で定める精神障害の状態にあると認めるときは、申請者に精神障害者保健福祉手帳を交付しなければならない。

3 前項の規定による審査の結果、申請者が同項の政令で定める精神障害の状態にないと認めるときは、都道府県知事は、理由を付して、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の申請に対して決定をするには、地方精神保健福祉審議会の意見を聴かなければならない。ただし、申請者が精神障害を支給事由とする年金たる給付で厚生省令で定めるものを受けているときは、この限りでない。

5 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、厚生省令で定めるところにより、二年ごとに、第二項の政令で定める精神障害の状態にあることについて、都道府県知事の認定を受けなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の認定について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、精神障害者保健福祉手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

(精神障害者保健福祉手帳の返還等)

第四十五条の二 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、前条第二項の政令で定める精神障害の状態がなくなつたときは、速やかに精神障害者保健福祉手帳を都道府県に返還しなければならない。

2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、精神障害者保健福祉手帳を譲渡し、又は貸与してはならない。

第二節 相談指導等

(正しい知識の普及)

第四十六条 都道府県及び市町村は、精神障害についての正しい知識の普及のための広報活動等を通じて、精神障害者の社会復帰及びその自立と社会経済活動への参加に対する地域住民の関心と理解を深めるように努めなければならない。

(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3 精神保健福祉センター及び保健所は、精神障害者の福祉に関する相談及び指導を行うに当たっては、福祉事務所(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務をいう。)その他の関係行政機関との連携を図るよう努めなければならない。

4 市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)は、第一項及び第二項の規定により都道府県が行う精神障害者に関する事務に必要な協力をするともに、必要に応じて、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等からの相談に応じ、及びこれらの者を指導するよう努めなければならない。

(精神保健福祉相談員)

第四十八条 都道府県等は、精神保健福祉センター及び保健所に、精神保健及び精神障害者の

福祉に関する相談に応じ、並びに精神障害者及びその家族等を訪問して必要な指導を行うための職員(次項において「精神保健福祉相談員」という。)を置くことができる。

2 精神保健福祉相談員は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学において社会福祉に関する科目を修めて卒業した者であつて、精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識及び経験を有するものその他政令で定める資格を有する者のうちから、都道府県知事等が任命する。

(施設及び事業の利用の調整等)

第四十九条 保健所長は、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害者から求めがあつたときは、その精神障害の状態、社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な指導及び訓練その他の援助の内容等を勘案し、当該精神障害者が最も適切な精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業若しくは精神障害者社会適応訓練事業(以下この条において「精神障害者地域生活援助事業等」という。)の利用ができるよう、当該精神障害者の精神障害者社会復帰施設又は精神障害者地域生活援助事業等の利用について、相談に応じ、並びにあつせん及び調整を行うとともに、必要に応じて、精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に対し、当該精神障害者の利用の要請を行うものとする。

2 精神障害者社会復帰施設の設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者は、前項のあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

第三節 施設及び事業

(精神障害者社会復帰施設の設置)

第五十条 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者社会復帰施設を設置することができる。

(精神障害者社会復帰施設の種類の種類)

第五十条の二 精神障害者社会復帰施設の種類の種類は、次のとおりとする。

- 一 精神障害者生活訓練施設
- 二 精神障害者授産施設
- 三 精神障害者福祉ホーム
- 四 精神障害者福祉工場

2 精神障害者生活訓練施設は、精神障害者のため家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應することができるよう、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

3 精神障害者授産施設は、雇用されることが困難な精神障害者が自活することができるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設とする。

4 精神障害者福祉ホームは、現に住居を求めている精神障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、その者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする施設とする。

5 精神障害者福祉工場は、通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適應のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする施設とする。

(精神障害者地域生活援助事業)

第五十条の三 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、精神障害

者地域生活援助事業（地域において共同生活を営むのに支障のない精神障害者につき、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

2 市町村、社会福祉法人その他の者は、精神障害者の社会復帰の促進及び自立の促進を図るため、社会福祉事業法の定めるところにより、精神障害者地域生活援助事業を行うことができる。

（精神障害者社会適応訓練事業）

第五十条の四 都道府県は、精神障害者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図るため、精神障害者社会適応訓練事業（通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を精神障害者の社会経済活動への参加の促進に熱意のある者に委託して、職業を与え、ともに、社会生活への適応のために必要な訓練を行う事業をいう。以下同じ。）を行うことができる。

（国又は都道府県の補助）

第五十一条 都道府県は、精神障害者社会復帰施設（設置者又は精神障害者地域生活援助事業を行う者に對し、次に掲げる費用の一部を補助することができる。）

一 精神障害者社会復帰施設の設置及び運営に要する費用

二 精神障害者地域生活援助事業に要する費用

三 前項の規定による補助に要した費用

（施行期日）

第一類第七号 厚生委員會議録第八号 平成七年四月十九日

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第十九条の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに第十九条の四の次に一項を加える改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に改正前の第五十五条の規定による指定を受けている精神病院（精神病院以外の病院に設けられている精神病室を含む。）についての改正後の第十九条の九第一項の規定の適用については、平成七年七月一日から平成八年三月三十一日までの間は、同項中「指定病院が、前条の基準に適合しなくなつたとき、又はその」とあるのは、「指定病院の」とする。

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（麻薬及び向精神薬取締法の一部改正）

第四条 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第五十八條の七中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第五十八條の八を第五十八條の九とし、

第五十八條の十七を第五十八條の十八とし、

第五十八條の十六の次に次の一條を加える。

（都道府県の負担）

第五十八條の十七 第五十八條の八第一項の規定により都道府県知事が入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用は、都道府県が負担する。

2 前項の規定による都道府県の負担については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十條の二の規定を準用する。

第五十九條第三号を次のように改める。

三 第五十八條の十七第一項の規定により負担する費用

第五十九條第五号中「第五十八條の十七第一項を」第五十八條の十八第一項に改める。

第七十條第二十一号中「第五十八條の十八」を

「第五十八條の十九」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第五條 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十條第六号中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

（医療法の一部改正）

第六條 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第四十二條第四号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第十條」を「第五十條の二」に、「第十條の二」を「第五十條の三」に改める。

（社会福祉事業法の一部改正）

第七條 社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第三項第三号の三中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第六條第二項中「児童福祉」の下に「及び精神障害者福祉」を加える。

（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正）

第八條 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十三年法律第六十七号）を次のように改正する。

第三十一條第一項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第三條」を「第五條」に改める。

（沖繩振興開発特別措置法の一部改正）

第九條 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表精神病院の項中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「第六條及び第六條の二」を「第十九條の十」に改める。

（消費税法の一部改正）

第十條 消費税法（昭和六十二年法律第八号）の

一部を次のように改正する。

別表第一第六号ハ中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改め、

同表第七号イ中「精神保健法第十條第一項第二号」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十條の二第二項第二号」に改め、「精神障害者授産施設」の下に「及び同項第四号に規定する精神障害者福祉工場」を加える。

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第十一條 次に掲げる法律の規定中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

一 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二十九号）第十三條第二項

二 優生保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十二條及び第十四條第三項

三 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の十四第一項及び第七十二條の十七第一項

四 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五條第二項第二号

五 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第二十六條第二項第三号

六 船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）第十五條第六項

七 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第十号）附則第五條第一項第三号

八 国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成七年法律第 号）第一條のうち、第百十六條の二の改正規定

（精神保健法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十二條 精神保健法等の一部を改正する法律（平成五年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一條のうち、精神保健法の目次の改正規定及び第五章の次に二章を加える改正規定中第五章の三を第八章に改める。

附則第一条中「第五章の三」を「第八章」に改める。

附則第六条のうち、第二百五十二条の十九第一項第十一号の次に一号を加える改正規定中「精神保健」の下に「及び精神障害者の福祉」を加える。

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第十二号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

第七条第三項中「重要事項」の下に、「精神障害者の福祉に関する事項を含み、」を加える。

理由

近時の精神障害者の福祉及び精神医療をめぐる状況を勘案し、精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進を図るとともに、適正な精神医療の確保を図るため、精神障害者保健福祉手帳、精神障害者の福祉に関する相談指導、精神障害者福祉ホーム及び精神障害者福祉工場その他の精神障害者の福祉に関する事項、精神保健指定医制度の充実等に関する事項その他の事項に關して所要の措置を講ずるとともに、医療保険制度の充実等にかんがみ、精神障害者等に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保障優先の仕組みに改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

結核予防法の一部を改正する法律案

結核予防法の一部を改正する法律

結核予防法(昭和二十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十四条」を「第六十三条の二」に改める。

第二条中「つとめなければ」を「努めなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、結核の予防及び結核患者の適正な医療に関する施策を講ずるに当た

つては、地域の特性に配慮しつつ、総合的に実施するよう努めなければならない。

第三十四条第一項中「省令」を「厚生省令」に、「二分の一」を「百分の九十五に相当する額」に改め、同条第四項中「基」を「基づく」に改める。

第三十七条第一項中「第三十四条第一項」の下に「又は第三十五条第一項」を、「昭和三十三年法律

第二百二十八号」の下に「。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。」を加え、「又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)(以下「社会保険各法」という。))の規定

による被保険者、労働者、組合員又は被扶養者(以下「被保険者等」という。))である場合において、保険者若しくは共済組合又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)(以下「保険者等」という。))は、社会保険各法を削り、「によつてなすべき給付のうち、その医療に要する費用の二分の一を超

える部分については、給付をなすを」により医療に關する給付を受けることができる者であるときは、都道府県は、その限度において、第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定による負担を

する」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第三十五条第一項の規定により」を「第三十四条第一項又は第三十五条第一項の規定

による」に改め、「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第九十八号)を加え、「行わない」を「行わない」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十条を次のように改める。

第四十条 削除

第四十一条第四項及び第五項を削る。

第五十一条第十号中「又は支払を削る。

第五十二条中「市町村」を「市町村(特別区を含む。以下同じ。)」に改める。

第十章中第六十四条の前に次の一条を加える。

(知識の普及等)
第六十三条の二 国及び地方公共団体は、結核に關する正しい知識の普及を図らなければならない。

析並びに研究の推進に努めなければならない。

第六十七条中「から第四項まで」を削り、「第四十一条第一項及び第四項」を「第四十一条第一項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第二条 施行日前に行われた医療又は移送に係る結核予防法の規定による療養費の額については、なお従前の例による。

第三条 施行日前に行われた医療に係る結核予防法の規定による療養費については、この法律による改正前の第四十一条第一項又は第四項の規定により支給し、又は支払うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第四条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第六号中「又は支払い」を削る。

別表第二第一号(二)中「支給し又は支払う」を「支給する」に改める。

理由

近年の結核罹患率の低下傾向の鈍化、地域格差の拡大等結核を取り巻く環境の変化に対応し、国及び地方公共団体の義務に係る規定の整備等を行うとともに、公衆衛生水準の向上、医療保険制度の充実等の状況にかんがみ、結核に係る公費負担医療の公費優先の仕組みを保障優先の仕組みに改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

厚生委員會議録第五号中正誤	
ページ	誤
二四	末三
二四	したしましては
二四	するん
二四	その
二四	おりましたから
二四	おりましたら
同	第六号中正誤
ページ	誤
二四	段行
二四	労働契約
二四	労働協約
二四	正